障害者生活訓練事業

1 事業内容

障害者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導を行う事業

2 実施方法等

概ね次のような内容の事業を行う。

- (1) 歩行訓練や安全運転講習会等の開催 年4回程度
- (2) コミュニケーションに関すること (手話、点字、ワープロ、パソコン等) 年5回程度
- (3) 社会生活及び職業生活に関する学習会・勉強会等の開催 年24回程度
- (4) その他社会生活上必要なこと

3 留意事項

- (1) 障害者等が参加しやすいように、開催日時、場所等について十分考慮すること。
- (2) 講習会、教室の開催に当たっては、その事業ごとに関係障害者団体等と十分な連携を図ること。
- (3) 他の類似事業との関連に十分配慮すること。
- (4)講師は、各事業ごとに実践者を中心に適任者を確保すること。
- (5) 事業の効果を確認するため、参加者にアンケートを実施すること。なお、アンケート項目・回収時期等は、県の指示に従うこと。